

軽自動車税(種別割)の税率

令和元年 10 月 1 日より名称が軽自動車税 (種別割) となります。(税率の変更はありません。)

〈二輪車等について〉

原動機付自転車			
第一種	第二種乙	第二種甲	ミニカー [注 1]
総排気量が 50CC 以下 (又は定格出力 0.6kw 以下)。 ただし、ミニカーを除く。	二輪で総排気量が 50CC 超 90CC 以下 (又は定格出力 0.6kw 超 0.8kw 以下)。	二輪で総排気量が 90CC 超 125CC 以下 (又は定格出力 0.8kw 超)。	三輪以上で、総排気量が 20CC 超 50CC 以下 (又は定格出力 0.25kw 超 0.6kw 以下)。
標識の色	標識の色	標識の色	標識の色
白色	黄色	桃色	水色
税額	税額	税額	税額
2,000 円	2,000 円	2,400 円	3,700 円

[注意 1]

ミニカーとは、側面が解放されていない車室を有するもの又は左右の車輪の中心間の距離が 50cm を超えるものをいいます。

小型特殊自動車		軽三輪	三輪の小型自動車
農耕作業用 (農耕トラクタ、田植機等)	その他(フォーク・リフト等)	二輪で、総排気量が 125CC 超 250CC 以下。	総排気量 250CC 超
標識の色		標識の色	標識の色
緑色		白色	枠付白色
税額		税額	税額
2,400 円	5,900 円	3,600 円	6,000 円

〈三輪以上の軽自動車について〉

最初の新規検査を受けた年月（自動車検査証に記載された「初度検査年月」）により税率が異なります。

軽三輪	軽四輪			
	乗用		貨物	
	自家用	営業用	自家用	営業用
平成 27 年 4 月 1 日以後に最初の新規検査をした車両				
税額				
3,900 円	10,800 円	6,900 円	5,000 円	3,800 円
平成 27 年 3 月 31 日以前に最初の新規検査をした車両				
税額				
3,100 円	7,200 円	5,500 円	4,000 円	3,000 円
最初の検査から 13 年を超えた車両（重課）〔注意 2〕				
税額				
4,600 円	12,900 円	8,200 円	6,000 円	4,500 円

〔注意 2〕

重課の対象には、電気軽自動車、天然ガス軽自動車、メタノール軽自動車、混合メタノール軽自動車、ガソリンと電気の併用軽自動車（ハイブリッド車）及び被けん引車は含まれません。

〈軽四輪車等のグリーン化特例（軽課）〉

令和4年4月1日から令和5年3月31日までに新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪車等（三輪以上の軽自動車）について、令和5年度分の軽自動車税（種別割）に限り、燃費性能に応じて税率を軽減するグリーン化特例（軽課）が適用されます。軽課対象年度は令和5年度のみで、令和6年度以降は本来の税率によって課税されます。

軽課対象となる車種は、車検証に記載されている型式及び類別識別番号によって定められています。

車種（軽四輪貨物）	課税対象車両の令和5年度の税額
電気軽自動車等（自家用）	1,300円
電気軽自動車等（営業用）	1,000円

車種（軽四輪乗用）	課税対象車両の令和5年度の税額
電気軽自動車等（自家用）	2,700円
電気軽自動車等（営業用）	1,800円
令和12年度燃費基準90%達成かつ 令和2年度燃費基準達成車（営業用）〔注意3〕	3,500円
令和12年度燃費基準70%達成かつ 令和2年度燃費基準達成車（営業用）〔注意3〕	5,200円

〔注意3〕

ガソリン車・ハイブリッド車・LPG車は、いずれも平成17年排出ガス基準75%低減達成車又は平成30年排出ガス基準50%低減達成車に限ります。

〈各種問い合わせ・申告先〉

車種	申告先
<ul style="list-style-type: none"> ・125CC以下の原動機付自転車・ミニカー ・小型特殊自動車（農耕用トラクター・フォークリフト等） ・その他課税について 	西海市役所 税務課 長崎県西海市大瀬戸町瀬戸榎浦郷2222番地 電話：0959-37-0062（直通）
<ul style="list-style-type: none"> ・軽自動車 	一般社団法人全国軽自動車協会連合会長崎事務所佐世保支所 長崎県佐世保市沖新町5番1号 電話：0956-31-1385
<ul style="list-style-type: none"> ・125CCを超えるバイク 	佐世保自動車検査登録事務所 長崎県佐世保市沖新町5番5号 電話：050-5540-2084